

平成16年度

第5回 宇都宮市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成16年9月2日(木) 午後2時30分～

2 会 場 宇都宮市役所 16中会議室

3 出席委員

被保険者代表	半貫 光芳 委員	綱河 秀二 委員	小林 睦男 委員
	坂本 弘子 委員	寺内 千嘉子 委員	
保険医・	中田 功 委員	亀卦川 良宣 委員	星 紀彦 委員
保険薬剤師代表	小林 豊 委員	高橋 映夫 委員	
公益代表	荒川 恒男 委員	山本 正人 委員	大貫 隆久 委員
	尾本 秀史 委員	山田 雅子 委員	
被用者保険代表	小森谷 広 委員		

(以上16名)

4 欠席委員

被保険者代表	稲葉 守久 委員	増淵 昭一 委員
保険医・保険薬剤師代表	中田 敏良 委員	菱沼 昌之 委員
公益代表	篠崎 光男 委員	峰岸 欣子 委員
被用者保険代表	五月女 良一 委員	沖杉 栄 委員

(以上8名)

5 出席職員

市民生活部長	横堀 杉生	市民生活部次長	高野 房三
国保年金課長	増淵 明	国保年金課補佐	大嶋 幸夫
保険給付係長	戸田 悦夫	保険税係長	相沢 良一

収 納 係 長 塩 田 進 管理係総括主査 栃 木 邦 雄

保険税係総括主査 篠 崎 龍 雄 収納係主任主事 古 川 信 也

6 会議録署名人 半 貫 光 芳 委員 小 林 豊 委員 (議 長 指 名)

7 付議事項

協議事項 「国民健康保険事業の健全な財政運営について」

事務局より説明 ——

(開 会 午 後 2 時 30 分)

【事務局】 会議に先立ちまして、本日使用いたします資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしております資料のほか、前回お配りいたしました「協議資料 1-1」から「1-4」、7月8日にお配りいたしました「財政検討委員会からの報告書」であります。お持ちでない方はお知らせ下さい。

それでは只今から、平成 16 年度、第 5 回宇都宮市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

まず始めに、会長に挨拶をお願いいたします。

【会 長】 国民健康保険運営協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今年の夏は連日猛暑が続き、そろそろ夏の疲れも出てくる時期と存じますが、本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして誠に有り難うございます。

さて、これまで市長からの諮問に対しまして、7月と8月の2回にわたり、鋭意協議を進めてきたところでありますが、当協議会としても答申に向け、皆様の意見を取りまとめていく時期であろうかと考えておりますので、引き続き、活発なるご意見をお願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶といたします。

【事務局】 ありがとうございました。

それでは、これより会議に入りますが、本協議会の議長につきましては、宇都宮市国民健康保険規則第 4 条の規定により、会長が会議の議長となりますので、大貫会長

に会議の進行をお願いいたします。

【議長】 それでは、会議次第に従いまして議事を進めて参ります。

最初に、事務局から定数の報告を求めます。

【事務局】 報告いたします。

本協議会の定数は、24名であります。本日、出席されている委員の方は、16名でありますので、宇都宮市国民健康保険規則第8条の規定による半数以上の委員の出席に該当し、会議の定足数を満たしておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。

【議長】 次に、会議録署名人の選出に移りますが、議長の外2名は、議長に一任とさせていただきますこととし、半貫光芳委員と小林豊委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員より「異議なし。」の声)

【議長】 それでは、議事に入ります。

本日は、前回の会議に引き続き、「税率の試算案」について協議することといたしますが、協議に当たりましては、税率改正はやむを得ないのかどうかということと、改正がやむを得ない場合には、どの試算案の考え方とするのかにつきましても、ご意見をお願いいたします。

それでは、協議に入りますが、前回の会議から日もたっておりますので、協議内容の確認の意味で、試算案について事務局からの説明を求めます。

【事務局】 それでは、本日、参考資料としてお配りしてあります「税率改正試算案の比較」について、ご説明いたします。この資料は、前回会議での、資料1から4につきまして、医療費分と介護納付金分をそれぞれ1枚ずつにまとめたものであります。

まず1枚目の医療費分につきましては、左上から平成17、18年度の2年間で必要な収額及び国庫補助額となっております。試算案につきましては、2年で試算して

おります。その2年間で必要な税収額は287億円余、国庫補助金は16億円余、合わせて304億円余となっております。その下に賦課額、軽減額、調定額、1世帯当たりの調定額、1人当たりの調定額が、その隣に実際の税収額、国庫補助額、歳入の合計、さらにその2年間の合計額となっております。その下には、ケース別賦課額ということで、今回は、7割、5割、2割の軽減世帯がどうなるかということと、年収100万円刻みで200万円から500万円まで、平均10万円の資産割のかかる方とのかからない方を、2人世帯というモデルケースで示しており、その隣には、現行ということで平成16年度の状況を示しております。

試算案につきましては、3つの案を載せてありますが、まず、A案では、応益割につきましては軽減割合7割、5割、2割を適用させるために45%以上とし、45.54%で試算しております。その結果、均等割が27,000円、平等割が30,000円となり、資産割につきましては、現行33%の2/3の22%とし、そのため所得割が現行8.6%が8.3%と0.3%下がっております。賦課限度額につきましては、法定限度額の53万円としております。その下の試算額につきましては、前回資料では一般分と退職分をわけて示してありましたが、今回は合算してありまして、平成17年度の賦課額は159億円余、軽減額は10億7千万円余で、平成16年度の軽減額が6億2千万円余でありましたので、これと比較しますと約5億円多くなります。この軽減額を差し引いたものがその下の調定額でありまして、さらにこれを世帯数、被保険者数で割り返して1世帯当たり17万1千円余、1人当たり8万8千円余ということになります。実際の税収額につきましては、調定額に収納率を乗じまして136億9,800万円余と見込んでおります。その下の国庫補助額につきましては、10億7,700万円余であります。平成15年度から平成17年度にかけては、保険者支援制度により軽減額に上乗せした補助額となっております。これらを加えたものがその下の歳入合計で、さらにその下に平成17年度と18年度を合算した額が304億円余となっております。その隣に増減額

とありますが、これは左上の2年間で必要な税収額及び国庫補助額の合計との差額で、2,500万円余となっております。

その下のケース別賦課額につきましては、一番上から7割、5割、2割の軽減世帯となっております。7割軽減世帯では400円の増となりますが、5割軽減世帯では約4,000円、2割軽減世帯では約3,000円の増となります。その下の網掛けになっている箇所は資産税が10万円ある方の場合で、それぞれ平成16年度との差が資産税がない方で8,000円から17,000円の増、資産税がある方で6,000円程度の増となっております。

B案、C案につきましても、同様な見方となっております。B案につきましては、資産割が1/2というケースで、16.5%、C案につきましては資産割が1/3で10%となっております。その分所得割がそれぞれ8.7%、9.1%となり、現行よりも上がるということになります。ここで、C案の増減額がマイナス8,800万円となっておりますが、これは前回も説明しましたとおり、この程度の赤字であれば、給付基金で対応が可能であるということで、試算案とさせていただいたわけであります。ケース別賦課額につきましては、5割、2割の軽減世帯の場合では、B案は5,000円から6,000円、C案は6,000円から8,000円がそれぞれ増となります。資産のない方の場合では、B案は23,000円から26,000円、C案は45,000円程度がそれぞれ増と、資産のある方の場合は、B案は7,000円から10,000円、C案は7,000円から25,000円程度がそれぞれ増となります。

また、太字の箇所は10%以上の増加率となっているところであります。

欄外の表示につきましては、賦課限度額の53万円に達する年収額を示したもので、A案では570万円、B案では546万円、C案では524万円以上で賦課限度額の53万円に達することになります。

続きまして、介護納付金分につきましては、2年間の必要額28億7,600万円に対し、

A 案では、資産割を現行の 5.9%を 1 / 2 の 3%に、B 案ではゼロにした場合でありま
す。応益割はどちらの案も同じ、均等割が 8,800 円、平等割が 6,800 円で税込の 45%
を確保し、賦課限度額は 8 万円で試算しております。表の中ほどの増減額の欄を見て
いただきますと、どちらの案もほぼ同じ額となっております、収入額は同程度が確
保できるという試算となっております。その下のケース別賦課額につきましても、ど
ちらの案でも同程度の増加率、増加額となっております。また、賦課限度額に達する
年収につきましては、どちらの案も 300 万円以上となっております。ケースごとの増
加率につきましては 1.5 倍から 2 倍で、同じく増加額につきましては 1 万円から 2 万
円となっております。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

【議 長】 事務局の説明が終わりました。

委員の皆様方のご意見、ご質問をお願いいたします。

【荒川委員】 意見については、前回発言したとおり変わりはありませんので、質問なの
ですが、ケース別賦課額が 2 人世帯で出ていますが、この 8 万数千世帯の、世帯の人
数別の状況についてはどのようになっているのか伺います。

【事務局】 平成 16 年 8 月現在では、1 人世帯が 34,600 件、2 人世帯が 28,500 件、3 人世
帯が 9,900 件、4 人世帯が 4,800 件、5 人世帯が 1,900 件、6 人以上の世帯はそれぞれ数
百件となっております。

【中田(功)委員】 賦課額を決める場合、収納率はどう見ているのでしょうか。

【事務局】 まず、税込をいくら確保するかというところから始まり、決算状況から現状
の収納率を見ます。これは、現実的でない率にすると歳入に穴があく危険性があるた
めです。この確保すべき額を収納率で割って賦課額を求めます。そこからさらに、賦
課限度額を超えた部分を考慮し、市民税や固定資産税の課税標準額も勘案しながら試
算を行っています。

【議長】 委員の皆様からのご意見，ご質問もないようですので，ここで，当運営協議会の意見としては，財政検討委員会からの報告書にある通り，税率改正はやむを得ないということによろしいでしょうか。

(委員より「異議なし。」の声)

【荒川委員】 この前発言しました4点の理由から，私はこの案には賛成できないということ，改めて申し上げます。

【議長】 それでは，この試算案の考え方を，答申書に盛り込むにあたり，どの案の考え方とするのかについて，ご意見はありますか。

【小林(睦)委員】 只今，どの案の考え方とするのかというお話が出ましたが，結論から言うと，上限が53万円となるということはあるにしても，誰もが等しく負担する部分は必要であるという意味では，C案のような形が良いと思います。

この前，荒川委員から，市の職員の年収から見ると，国保の保険税とは差があるというお話がありましたけれども，確かに税金という形で言えばその通りなのですが，給与所得の場合と自営業者の所得の場合とでは，必要経費の対象などいろいろな部分で所得の把握の仕方が違いますので，それを比較して，どちらの所得の方が有利であるということとは言えないと思います。これは，最終的には，税金のあり方の問題になってしまいますが，なぜ私が誰でも払う部分が必要であると発言したかと言うと，この所得の把握の仕方が，非常に不公平だと思うからであります。例えば，保育園の保育料についても，自営業の方と勤めている方とでは，勤めている方のほうが高い保育料を払っているというのが現実で，このように，所得だけを見ても，本当の意味での生活レベルは別の話であると思います。そういう意味では，皆で等しく最低限の部分を負担するというにしないと，不公平な上にまた不公平を重ねてしまうのではないかと思います。ですから，大変心苦しいことですが，どうしても保険税を上げなければならないというのであれば，C案のような形が良いと思います。

【荒川委員】 只今の小林委員の発言についてですが、私はこの前、保険税の負担は大変重いということを発言したわけで、国保の加入者は、必ずしも自営業者ばかりではなくて、年金や給与所得の方もいます。その上で、国保は他の保険よりも大変思い負担になっていることに間違いはないと思っておりますので、その点をご理解いただければと思います。

【尾本委員】 現在の国保財政を見ますと、来年度以降、特に平成 17 年度の予算編成ができない状況にあるということから、この協議が始まったわけです。その中でいろいろと意見が出ましたけれども、健全な運営をするためには、1 年くらい帳尻を合わせるということではなく、3 年間くらいは維持できるような抜本的な対策が必要であるということで、只今、小林委員が言われましたように、保険制度の維持のためには公平に負担させるということで、私も C 案が良いのではないかと思います。

また、今回は特に介護納付金分が、医療費分に比べて伸びが非常に急激であります。これは、介護保険制度の導入に伴って費用が倍増しているということであり、いわば、制度的な歳出により財政を圧迫しているということでもありますので、保険税のアップはやむを得ないと思います。

けれども、介護納付金の急激な増加に対する緩和措置として、被保険者の負担をできるだけ少なくするような、例えば、財政補填の実施などの名目で、できるだけ一般会計からの支援をお願いしたいと思います。

【議長】 そうしますと、只今、医療費分、介護納付金分とも C 案という意見が 2 つ出ていますが、皆様、この案でいくということによろしいでしょうか。

意見のある方はどうぞ。

【中田(功)委員】 まず一つには、課税方式において、宇都宮市は 4 方式をとっていますが、先ほどから問題になっておりますように、資産割をなくして、応能を所得割、応益を均等割、平等割の 2 つでやっているところは多いのでしょうか。もう一つは、こ

の前の資料で、一般会計からの補助が、桁違いに多いところがあって、これはどういうことなのかということを質問したかと思いますが、このあたりはいかがなのでしょううか。

【事務局】 以前にご説明しましたとおり、大規模な都市ではだいたい3方式をとっており、栃木県内でも、大田原市と南河内町が3方式をとっております。また、中核市以上、あるいは東京都などの大きな規模の自治体では、資産割を廃止する傾向にあります。

【中田(功)委員】 医療費分だけ資産割を残したことの根拠は何でしょうか。

【事務局】 国民健康保険制度が昭和33年に発足した当時に、担税力を勘案し、このような方式を採用しました。本来、保険の場合には保険料で取ることが基本的な考え方であると思いますが、制度の創設当時には、大部分の保険者が税として賦課してききましたが、この10年ほどは税から料に方向転換しているところが多く、現在、中核市35市の中でも、22市が保険料、13市が税として賦課しております。

資産割をゼロにした場合には、医療費分では、所得割を9.6%程度に引き上げないとカバーできないかと思われます。そうしますと、試算案の所得割も1%は伸びてしまうこととなります。

それから、一般会計からの繰入金で、中核市の中で見ましても、かなり金額的な差があるということですが、この一般会計からの繰入金につきましては、国によりルール化されている部分とそれ以外の部分があります。宇都宮市では、前納報奨金制度がありまして、これに係るものと、財政支援という意味で1億円が繰り入れられております。他の中核市では、ルール化以外で平均して5億円程度となっておりますが、中には宇都宮市の何倍もの額が繰り入れられている都市もあります。その詳細につきましては、その都市の方針や政治的な部分での支援といったことが考えられますが、詳細についてはまでは聴き取れておりません。

【議長】 試算案については、以前に説明は受けておりますが、ここで、それぞれの案のメリット、デメリットと申しますか、それぞれの案の特長について、事務局から具体的な説明をお願いします。

【事務局】 例えば、C案を採用した場合に、資産割を極端に減らしたことによって、その分が所得割にかかるという状況になります。この表を見ていただくと分かるように、資産のない方については10%以上の上げ幅になってしまい、それに対して資産のある方は3~7%の上げ幅で、資産のない方の増税感が強くなるものと思われます。さらに、介護納付金分がこれに加わってきますと、その増税感はさらに強くなってしまおうという懸念を持っております。しかしながら、資産割の課税に対する疑問につきましては、私たちも持っております、その点が早期に解消できる案としては、C案ということになりますが、平均的に、あまり増税感を持たれない案ということになりますとA案ではないかと考えております。

ただ、結論から申し上げますと、どの案を採用するにいたしましても、ここ2年間については、国保財政がなんとか立ち行くのではないかと考えておりますので、どの案を採用するかについては、皆様でご協議をお願いしたいと思います。

【議長】 納税者が、これらの案をどう受け止めるかということで、いずれにしても財政的には、どれをとっても心配はないということですね。

【綱河委員】 私は、つい先日、年金生活の方から相談を受けまして、所得がないにもかかわらず、先祖代々の資産があるために、多額の固定資産税を納めている上に、保険税も払っており、ほとんど利益を生まないにもかかわらず重税感もあるので、資産割はどうかならないかということでした。先ほど、事務局のほうから、資産割は将来的にはなるべく少なくしていく方向であるというお話がありましたが、その方向でよろしいのではないかと思います。

今回、医療分としてA案、B案、C案が出てまいりましたが、現行の33%を一気

に1/3に落として10%にしてしまうと、その下のケース別賦課額にあるとおり、大変な増税感になってしまいます。将来的には、資産割をさらに低く抑えていく必要はあるにしても、今回は、できる限り増税感を抑えるためにも、A案を採用するべきであると考えます。同じように、介護分についても、あまり急激な変化は好まれないのではないかと思いますので、これも今回はA案でよろしいのではないかと思います。

【半貫委員】 結論から言いますと、私も、医療分、介護分ともにA案が良いのではないかと思います。やはり、答申の中に資産割を段階的に減らしていくということを踏まえながら、今回は2年間でということですので、国の推移を見た上で、急激な変化ではなく、現状からの移行ということのほうが、混乱が少ないのではないかと考えます。

【議長】 そのほかには、意見はありますか。

A案とC案ということで意見が分かれてましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

確かに、増税感という問題からするとA案が、資産割について考えるとC案ということになりますが、今の景気からしますと、あまり急激な変化は望まれないのではないかと、徐々に変化していくほうが良いのではないかとはいいますが、いかがでしょうか。

【小林(睦)委員】 私は、先ほどC案ということで発言いたしましたが、基本的には、資産割はなくしていくべきで、最低限の部分は誰でも負担するべきであるとは思いますが、激変緩和ということもありますし、先ほど事務局から、最終的には資産割もなくす方向で検討に入るとのことですし、逆に言うと、2年くらいでまた改定しなければならぬということでもありますので、そういう意味ではC案に向いているということなので、今回はA案でもやむをえないのではないかと考えます。

【議長】 それでは、医療分、介護分ともにA案ということで意見がでましたけれども、A案ということではよろしいでしょうか。

(委員より「異議なし。」の声)

【議 長】 それでは、A案の考え方ということで答申書に盛り込むことといたします。

次に、税率に関係すること以外で、答申書に盛り込むための意見に移ります。

協議の進め方につきましては、財政検討委員会からの報告書の6頁にあります「財政健全化策について」の項目に従いまして進めます。

まず、「1 歳入の確保に関すること」の中の「(2)退職者制度への切り替え」、(3)一般会計からの繰入金」及び「2 賦課方法の見直しに関すること」の中の「(4)減免制度の適正な運用」につきまして、これまでに出た意見のほかに、何かございましたらお願いいたします。

(委員からの意見なし)

【議 長】 「1 歳入の確保に関すること」及び「2 賦課方法の見直しに関すること」につきましては、よろしいですね。

では次に、「3 収納率の向上に関すること」及び「4 保健事業に関すること」につきまして、これまでに出た意見のほかに、何かございましたらお願いいたします。

(委員からの意見なし)

【議 長】 「3 収納率の向上に関すること」及び「4 保健事業に関すること」につきましては、よろしいですね。

委員の皆様から一通り意見が出たところですが、答申書については、事務局ではどのように考えますか。

【事務局】 これまでの、委員の皆様からいただきましたご意見を、答申書の案文として取りまとめ、次回の会議でお示ししたいと考えておりますので、次回は、それに基づきましてご協議をお願いしたいと考えております。

【議 長】 只今、事務局から、次回の会議に答申書の案文を取りまとめるので、それに基づいてご協議いただきたいとありましたが、いかがでしょうか。

(委員より「異議なし。」の声)

【議 長】 それでは、答申書につきましては、そのようにいたします。

次に、「その他」に移ります。委員の皆様、何かありますか。

【小林(睦)委員】 先ほど、答申書の話が出ましたが、答申は市長にするものですから、その際には、制度それ自体を宇都宮市だけで言っても仕方がないので、せめて国民健康保険を都道府県単位にするとか、そのような大きな枠にしないとどうしようもないと思います。国民健康保険と言っているのに、なぜ市町村がやっているのかわからないので、そういうことに対する国に対する働きかけも行っていただきたいと思います。

【事務局】 ご存知のように、国でも国民健康保険の将来について疑問を持っているようでありまして、医療給付についても、国保連合会で研究が進められていると聞いております。また、市長会でも、やはり、この国民健康保険の状態を危惧しておりまして、国に対して、国民健康保険の健全化ということで、要望書が出ていると聞いております。

【議 長】 市長の挨拶の中にも、今、事務局で言ったようなことがありました。これは、おそらく、全国の国民健康保険に係わる者の総意ではないかと思っております。

【中田(功)委員】 結局、問題は収納率をいかに上げるかということです。1%上がるだけで億単位のお金が入るわけですから、ぜひ、中心問題としていただきたい。国保は「税」として理解されるように、積極的に宣伝していただきたい。

【議 長】 それでは、事務局からは何かありますか。

【事務局】 次回の会議は、9月30日、木曜日の午後3時から16中会議室で予定しておりますので、よろしく願いいたします。

【議 長】 ほかにはないようですので、これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。長い時間熱心なご討議をいただき、有り難うございました。

【事務局】 本日はこれをもちまして閉会とさせていただきます。

有り難うございました。

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 長

委 員

委 員